

香芝市立学童保育所（放課後児童健全育成事業）運営指針

1 趣旨

本指針は、本市が実施する放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「学童保育所」という。）における児童に保障すべき遊び及び生活の環境並びに運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図るために必要な事項を定めるものである。本市及び指定管理者は、学童保育所の運営に当たっては、香芝市立学童保育所条例（平成2年条例第7号）、香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）等を遵守し、放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知）及び本指針に基づき行うものとする。

2 基本理念

- (1) 学童保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）を推進する。
- (2) 学童保育所は、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

3 本市が目指す学童保育所の役割

学童保育所は、基本理念にのっとり、次の役割を担うものとする。

- (1) 保護者との連携強化の推進
- (2) 学校等との連携強化の推進
- (3) 児童、保護者が安心して利用できる環境づくりの推進

4 保護者との連携強化の推進

学童保育所は、香芝市立学童保育所条例施行規則（平成27年規則第6号）第3条に規定する学童保育所の休所日以外の日において保護者が仕事や介護、疾病等の理由で児童の養育が難しい場合に、児童の育成を支援する場として運営する。この場において、児童が安心して過ごし、様々な活動に主体的に参加することができるよう、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）は、保護者と連携しつつ、日常的に保護者へ児童の様子を丁寧に伝え、情報を共有することで安心して子育てと仕事等を両立できる環境の提供に努めるものと

する。

5 学校等との連携強化の推進

学童保育所は、学校等との緊密な連携により、育成支援の環境の充実に努めるものとする。

(1) 学校

ア 児童の登所時の安全面や学校施設を利用した運動遊びや学習などの環境に鑑み、学童保育所は、学校敷地内に設置することを基本とする。

イ 児童の発達や生活の連続性を保証するため、学級担任等と調整会議や情報交換、学校行事等などの情報の共有を図る。

ウ いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条のいじめをいう。）に該当する事案が発生した場合は、直ちに市及び当該児童が在籍する学校に情報共有し、いじめ防止対策校内委員会又は香芝市いじめ防止対策委員会が実施する聴取調査等に協力する。

(2) 保育所、認定こども園及び幼稚園

児童の発達や生活の連続性を保証するため、利用開始前までに担当者が利用施設の状況確認又は調整会議を実施するなどして、情報の共有を図る。

(3) 地域

自治会、民生委員などの地域の協力を得て、公共施設の活用や地域住民との交流を図り、児童の安全の確保や活動の場を広げられるよう努める。

6 児童及び保護者が安心して利用できる環境づくりの推進

(1) 施設

学童保育所は、学校敷地内に設置することを基本とし、児童の登所時における安全の確保及び学校施設の有効活用による運動遊びや学習等の充実に図る観点から、施設の整備に当たっては、次の項目を考慮するものとする。

ア 遊びや学び等の活動の拠点及び生活の場としての機能並びに体調不良時に静養するためのスペースを備え、児童が安全で安心な環境において過ごすことができるよう努めること。

イ 専用区画の面積は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）では、児童1人につき1.65㎡以上であるが、本市では、余裕のある育成支援のための環境づくりとして、1.8㎡を確保するよう努めること。

ウ 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮しながら、児童一人一人が心地よく過ごせる場となるよう工夫すること。

エ 児童の運動遊びをより豊かにするため、積極的に学校の運動場や体育館、近隣の公園等を有効に活用し、運動遊び等を行う場所の確保に努める

こと。

- オ 児童の活動や学びを充実させる場の確保のため、学校の多目的室や図書室、余裕教室等の有効活用を図るよう努めること。
- カ 季節に応じたイベント等を取り入れた活動を計画的に実施し、児童が四季の移り変わりを感じることができるよう努めること。
- キ 児童の遊びや生活の場だけでなく、児童が更衣できるスペースや支援員が事務作業や更衣できるスペース等の確保に努めること。
- ク 学校施設内に整備する場合は、入口やインターフォンを別に設置し、児童や保護者が利用しやすい環境を整備するよう努めること。
- ケ 障害のある児童の育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じて施設の改善等に配慮するよう努めること。

(2) 設備、備品等

学童保育所に備える設備、備品等は、衛生的で安全性、機能性が確保されたものを基本とするため、次の項目を考慮するものとする。

また、遊びを豊かにするための遊具及び図書が充実しているかを日頃から確認し、必要に応じて備品等の確保及び更新に努める。

- ア 児童の持ち物を収納するロッカー等の什器は、ランドセルのほかに、児童の手荷物等も保管できるよう、余裕のある大きさを確保するよう努めること。
- イ 不審者等の侵入時等の緊急事態が発生した場合に、速やかに市や関係機関との連携を図り、児童の安全を確保するため、非常通報装置を整備するよう努めること。
- ウ 児童の年齢に応じた遊びや活動を通じて、児童の創造性等を高めることができるよう次のような設備、備品等を備えた環境となるよう努めること。

(ア) 室内遊び

児童の創造性や表現力の向上等を図るため、カードゲーム、ボードゲーム、ブロック遊び等の室内遊びができる環境

(イ) 運動遊び

児童の体力や対人能力の向上等を図るため、鬼ごっこ、ボール遊び、なわとび等の運動遊びができる環境

なお、夏期においては、学校の体育館を活用するなどして、熱中症等に注意しながら室内で運動遊びができる環境

(ウ) 学習活動

児童が自主的に学習に取り組む習慣を身に付けられるよう宿題、読書等の学習活動ができる環境

(3) 心理的環境づくり

学童保育所では、年齢や発達の様相が異なる児童と一緒に過ごすことから、支援員等は、こども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、児童一人一人が気持ちや意見を表現できるように環境を整え、それを受け止める体制づくりを構築する。

(4) 衛生管理

日常生活で手洗いやうがいを行わせ、衛生管理に努める。必要な医薬品等を備えるとともに、適正な管理を行う。施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。感染症の発生状況について情報収集を行い、感染予防対策に努める。

また、感染症や食中毒が発生した場合の対応については、関係機関と連携し、保護者とも共有しておく。

(5) 事故の防止と対応

本棚やテレビ、設置する什器の耐震等の点検を実施し、安全確認を行い、市へ報告する。

また、保育中の事故を防ぐため、必要に応じて訓練や研修を実施する。事故発生時は迅速に処置を行い、保護者へ連絡するとともに、市長へ報告する。

(6) 防災及び防犯対策

災害や不審者対応の計画とマニュアルを策定し、マニュアルに沿って訓練を実施するよう努める。訓練時は、非常通報装置等の防犯機材の動作確認を行う。緊急時は、児童の安全を最優先し、あらかじめ整備した連絡体制により保護者や関係機関と対応方法を共有する。

(7) 登所及び降所時の安全確保

児童の登所及び降所状況を確認し、保護者や学校と連携して安全を確保する。また、地域と協力して、児童の見守り活動を行い、地域全体で安全を守る取組を進める。

(8) 障害のある児童への対応

障害のある児童が、学童保育所を利用する機会が確保されるよう適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

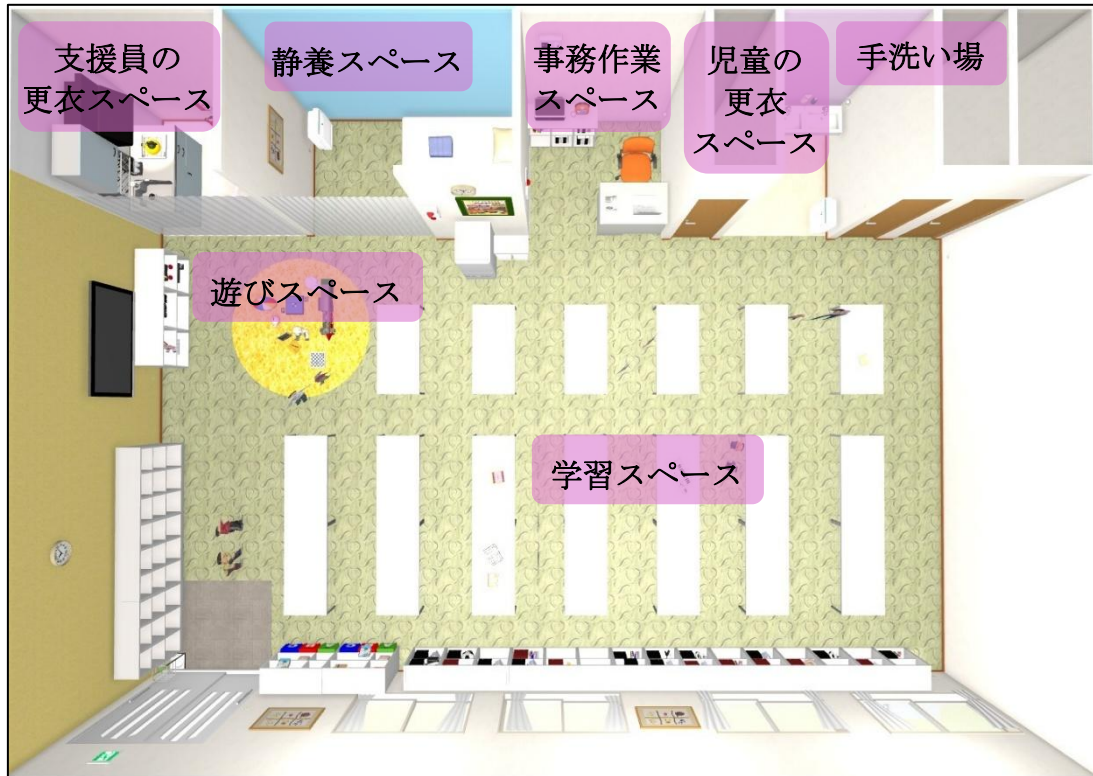
障害の有無にかかわらず、児童が学童保育所での生活の中で互いに尊重し合い、共に成長できるよう見通しを持って計画的な育成支援を行う。

(9) 特に配慮を必要とする児童への対応

支援員等は、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、児童虐待の早期発見に努め、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、適切な支援につなげるように努める。

7 学童保育所施設イメージ図

(1) 間取り図



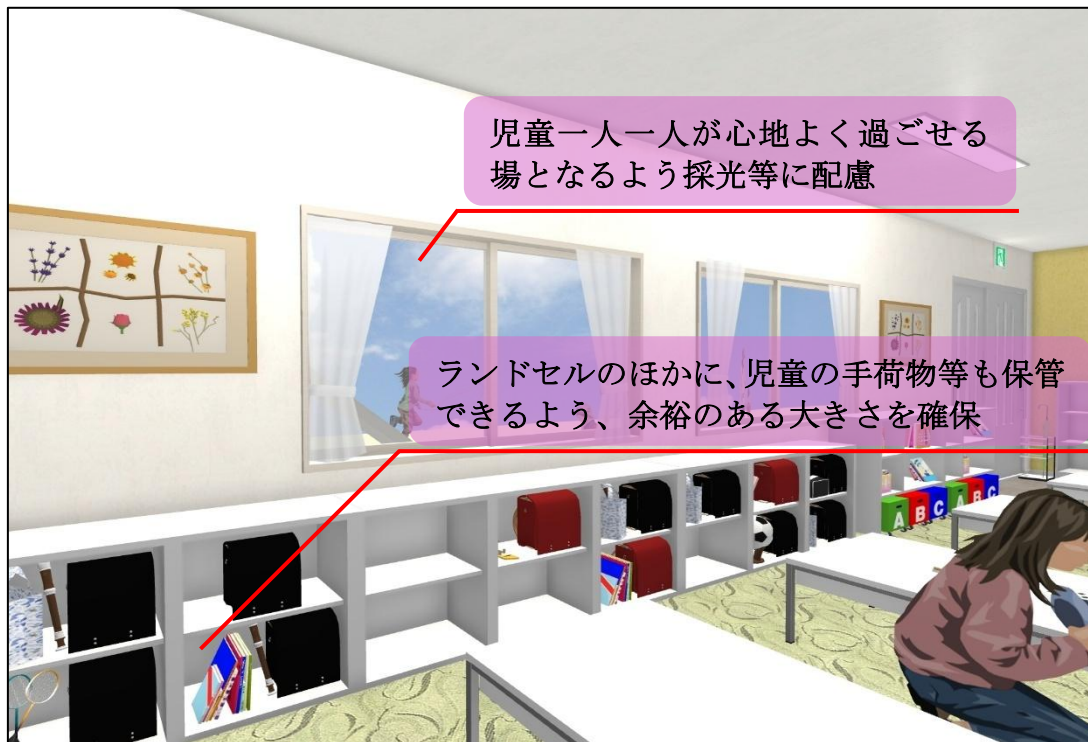
(2) 学童保育所全体



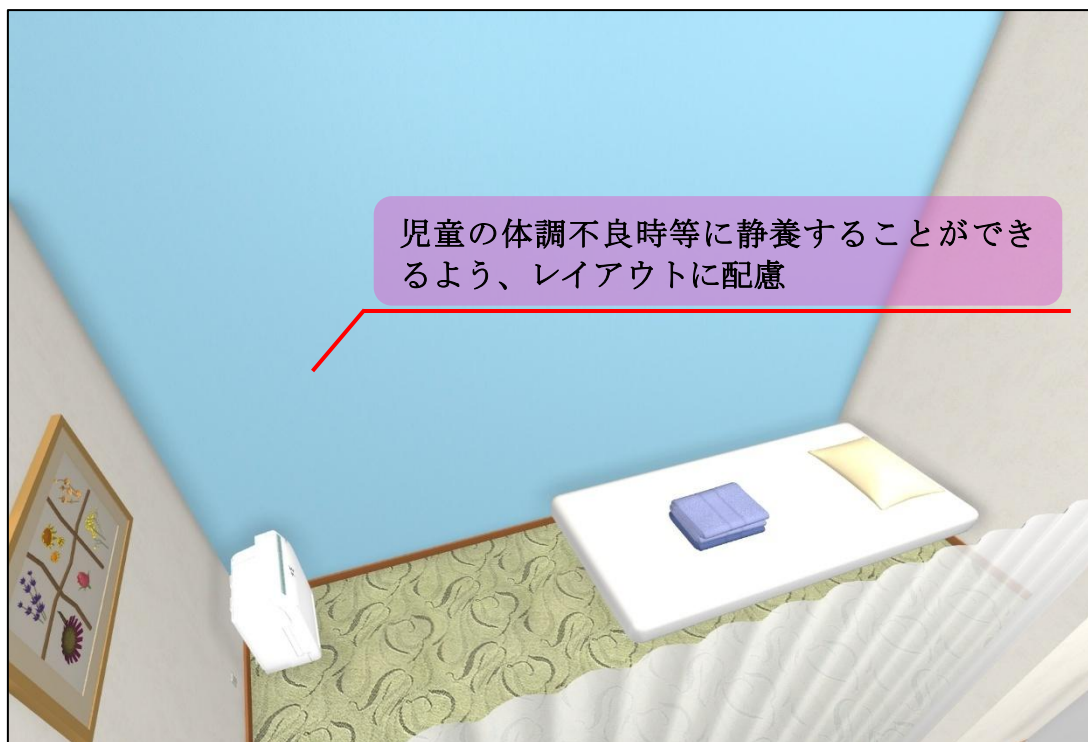
(3) 遊びスペース



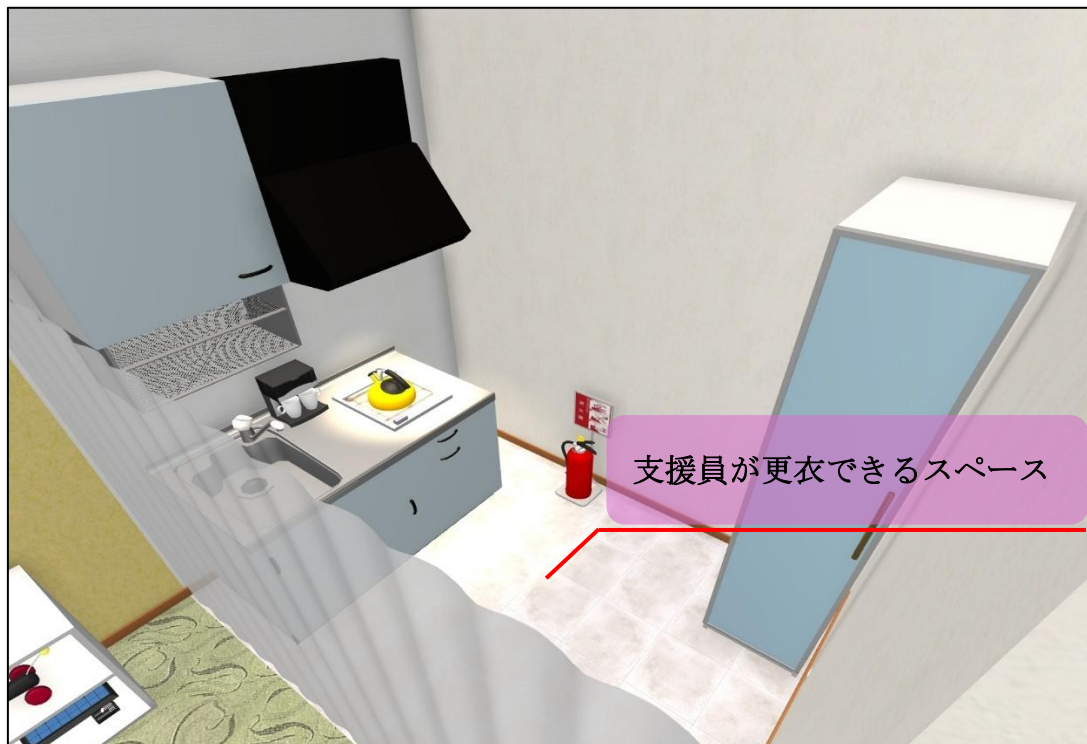
(4) 児童用ロッカー



(5) 静養スペース



(6) 支援員の更衣スペース



(7) 事務作業スペース



(8) 更衣スペース及び手洗い場



(9) 運動遊びの環境



(10) イベントの様子



(11) 机を除いた間取り図

